

第2次募集（令和6年12月20日(金)締切）

令和6年度京都府訪問リハビリテーション等支援事業の取扱いについて

京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）の別表中訪問リハビリテーション等支援事業等に係る取扱いを次のとおり定めます。

（交付要綱の別表（抜粋））

補助対象事業			補助対象者	基準額	補助対象経費	補助率
区分	補助事業名					
医療事業	21	訪問リハビリテーション等支援事業	医療法人、社会福祉法人等の法人であって、府内で訪問リハビリテーション等の事業を行うもの	新規開設事業所 3,000千円 既設事業所 1,000千円	府内で実施する訪問リハビリテーション等の事業に必要な経費で次に掲げるもの 備品購入費、その他知事が必要と認める経費	1/2

1 訪問リハビリテーション等について

訪問リハビリテーション等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者が行う同法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションとします。

2 基準額について

(1) 新規開設事業所

ア 新規開設事業所とは、令和6年4月1日以降に訪問リハビリテーション等の事業を新たに行う事業所であって、府内に所在するものとします。

イ 新規開設事業所に係る基準額（3,000千円）の内訳は、次のとおりとします。

(ア) 第3の(2)のアの訪問専用車両の購入費 1,000千円

(イ) 第3の(2)のイの備品の購入費等 2,000千円

(2) 既設事業所

既設事業所とは、令和6年3月31日以前から引き続き訪問リハビリテーション等の事業を行っている事業所であって、丹後地域又は中丹地域の市町に所在するものとします。

3 補助対象経費について

(1) 府内で実施する訪問リハビリテーション等の事業

府内で実施する訪問リハビリテーション等の事業とは、専ら又は主として府内で実施する訪問リハビリテーション等の事業とします。

(2) 新規開設事業所

新規開設事業所に係る補助対象経費は、次のア及びイとします。

ア 専ら訪問リハビリテーション等の事業を行うために使用する車両（自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び電動アシスト自転車をいいます。以下「訪問専用車両」といいます。）の購入費

(ア) 補助対象とする訪問専用車両の台数の上限は、当該事業所のリハビリテーション従事者（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に限る。以下同じ。）の常勤換算人数（当該人数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた人数）と同数とします。

(イ) 訪問専用車両の検査登録の申請に要する登録手数料、検査手数料等、自動車重量税等の税、自動車損害賠償責任保険及びいわゆる任意保険の保険料等は、補助対象経費としません。

イ 専ら訪問リハビリテーション等の事業を行うために使用する物理療法機器、パソコン（設置費用を含む。）、タブレット、介護保険請求用ソフト等の備品（車両を除く。）の購入費等

(ア) 備品は、購入単価（税抜）が3万円以上のものに限ります。

(イ) 同一又は同種の備品の補助対象とする数の上限は、当該事業所のリハビリテーション従事者の常勤換算人数（当該人数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた人数）と同数とします。

(3) 既設事業所

既設事業所に係る補助対象経費は、訪問専用車両の購入費とします。

ア 補助対象となる訪問専用車両の台数の上限は、当該事業所の令和6年4月1日以降に増員したリハビリテーション従事者の常勤換算人数（当該人数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた人数）と同数とします。

イ 訪問専用車両の検査登録の申請に要する登録手数料、検査手数料等、自動車重量税等の税、自動車損害賠償責任保険及びいわゆる任意保険の保険料等は、補助対象経費としません。

4 交付の申請について（第2次募集）

交付要綱第3条の知事が別に定める期日は、令和6年12月20日（金）とします。

5 その他

交付申請額の合計が予算額を上回った場合は、申請の全部又は一部について補助金が交付されないことがあります。